

第6章 武力攻撃やテロ等の発生時における対応

○事案への対応

事前の対応

- ① 平常時においては、万が一の場合に備えて、迅速な対応が行えるよう管理職は、校内における危機管理体制を整え、教職員に周知し、共通理解を図る。また、武力攻撃等の兆候がある場合は、警戒を怠らず、情報収集に努め、対応する。
(検討、確認しておく危機管理体制)
 - ・教職員、児童生徒及び保護者の緊急連絡網
 - ・児童生徒への指導内容及び指導方法（安全確保の行動等）
 - ・緊急時における避難経路、避難場所等 等
- ② 教職員は、校内における危機管理体制を踏まえ、武力攻撃等が発生した場合において、児童生徒の安全確保等、適切な対応が取れるようにする。
- ③ 教職員は、児童生徒に対して、適切に安全指導を行う。安全指導を行う際は、政府が国民の安心・安全の確保に万全を期していることを説明するなど、児童生徒が必要以上に不安になることがないように、心理面に配慮しながら行う。

発生時の対応

(1) 授業中等の対応例

<事案発生直後の対応>

- ① 武力攻撃等の発生により、警報が発令され、全国瞬時警報システム（Jアラート）等により情報が伝達された場合、警報内容の把握やテレビ、インターネット等により情報収集に努め、落ち着いて行動する。管理職は、警報内容等を踏まえ、教職員に直ちに必要な指示を行い、教職員は、警報内容、管理職の指示等を踏まえ、児童生徒の安全を確保するための行動をとる。

【武力攻撃等の内、弾道ミサイル発射時の対応例】（※児童生徒へ指示する内容等）

(屋内にいる場合)

- ・できるだけ窓から離れ、可能であれば窓のない部屋（部屋でなくとも、窓に面していない廊下等）に移動する。 ※あらかじめ、移動する場所を検討しておく。
- ・適当な部屋がない場合や別の部屋に移動する時間的な余裕がない場合は、部屋の中央に集まり身を伏せたり、その場で机の下に隠れるなどして、身を守る。
- ・頭部を保護し（カバンなど、身の回りにある物などで頭部を覆う）、低い姿勢で身を伏せる。（窓がある場合は、窓より身を低くして伏せる）
- ・（時間的な余裕があれば）ドアや窓は全て閉め、カーテンを閉める。

(屋外にいる場合)

- ・できるだけ頑丈な建物に避難する。（校庭等の児童生徒は、直ちに、校舎内に避難）
※建物に避難した後の行動は、「屋内にいる場合」と同じ
- ・建物がない場合又は建物に避難する時間がない場合は、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。

(万が一、近くにミサイルが落下した場合)

- ・屋内にいる場合は、できるだけ窓のない部屋に移動する。窓がある場合、窓やカーテンを閉め、換気扇があれば換気扇を止める。可能であれば、目張りをして室内を密閉する。
- ・屋外にいる場合は、口と鼻をハンカチ等で覆い、現場から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内又は風上へ避難する。

(ミサイルが日本を通過した場合)

- ・ミサイルが日本の上空を通過するなど、被害がない場合も、追加の警報の情報等を踏まえ対応する。
- ・万が一、落下物等の不審な物を発見した場合は、決して触ったり、近づいたりせず、直ちに警察、消防等に連絡する。

安全確保行動の詳細は、武力攻撃の種類等により異なるため、警報をはじめ、テレビ、ラジオ、インターネットなどを通じて伝えられる各種情報に耳を傾け、落ち着いて、行動する。

(詳しい安全確保行動等について)

内閣官房の国民保護ポータルサイト参照 (<http://www.kokuminhogo.go.jp/>)

<事案発生による影響への対応>

- ② 武力攻撃等の発生状況について、テレビ、インターネット等により情報収集を行う。管理職等は、学校、学校周辺に被害等がある場合、安全を確保した上で、児童生徒及び教職員の安否確認、施設の被害状況等の確認を行う。人的な被害が発生した場合は、速やかに応急手当、医療機関への搬送、救急車の要請等を行う。
- ③ 管理職等は、必要に応じて武力攻撃等発生による状況等について、保護者や所管の教育委員会へ連絡を行う。また、被害状況に応じて関係機関へ救援、救助要請を行う。

④-1 学校外への二次避難等が必要ない場合

管理職は追加の警報内容や児童生徒の状況を踏まえ、教育活動の継続等について検討する。

○授業の継続

- ・避難措置等が解除されるなど安全が確保され、児童生徒のけがや動揺等がない場合、授業を継続する。

○授業の打ち切り

- ・武力攻撃等による影響が大きい場合、授業を打ち切り、安全が確保された段階で児童生徒の保護者への引き渡し又は(集団)下校を行う。

④-2 学校外への二次避難等が必要な場合

武力攻撃等による被害等発生の場合は、避難措置を継続するとともに、速やかに学校外への二次避難等の要否を検討する。管理職等は、警報内容等を踏まえ、必要な対応を行う。

○直ちに学校以外の避難先へ避難が必要な場合

- ・避難指示内容等を踏まえ、避難準備を行う。教職員は、非常持ち出し品を持参し、児童生徒に用意できる携行品(長袖、長ズボン、帽子、防寒着等)を持たせ、避難先に引率する。
- ・避難先への避難後、避難児童生徒、教職員の人数等を把握する。児童生徒の不安に対する心理面へのサポート等を行う。
- ・避難後は、児童生徒の避難情報等を保護者に届けるよう、様々な媒体を通じて試みる。
- ・避難先の責任者に、避難した児童生徒及び教職員の人数等を連絡するとともに、児童生徒の食事や睡眠場所の確保等が円滑に行われるように依頼する。

- ・児童生徒の避難状況等について、所管の教育委員会へ連絡する。

○直ちに学校以外の避難先への避難は必要ない場合（学校外への避難自体は必要）

- ・学校以外の避難先へ避難は必要だが、避難を開始する日時が定められるなど、避難を行うまでに時間的余裕がある場合、児童生徒の保護者への引き渡し、（集団）下校等を行う。
- ・保護者と連絡が取れない場合など、避難が必要な日時までに引き渡しができない児童生徒がいる場合は、学校から教職員とともに避難を行う。後から学校に迎えに来る保護者がいることも想定して、避難先を示した看板を設置するなど、避難先を明示する。避難後は、児童生徒の避難情報等を保護者に届けるよう、様々な媒体を通じて試みる。
- ・児童生徒の引き渡し結果、避難状況等について、所管の教育委員会へ連絡する。

（２）登下校中、校外活動中、休業日等の対応例

○登下校中の場合

- ・管理職は、警報内容等を踏まえ、在校している教職員に直ちに必要な指示を行い、在校している教職員は、警報内容、管理職の指示等を踏まえ、在校している児童生徒の安全を確保するための行動をとる。

※児童生徒は、自らの判断で安全確保の行動をとる。（教職員は、児童生徒が自ら判断し、安全確保行動がとれるよう、あらかじめ指導しておく。また、登下校中に児童生徒がとる対応（例：自宅と学校のどちらか、近い方に向かう等）について、あらかじめ検討し、学校、児童生徒、保護者間で共通理解を図る）

- ・状況に応じて、教職員は登下校中の児童生徒を含めて安否確認等を行う。
- ・武力攻撃等の影響が大きい場合、管理職は、始業前であれば、臨時休業について検討する。臨時休業としない場合も、授業開始時間の変更等を検討する。下校時間帯であれば、下校の一時見合わせ等を検討する。

○校外活動中（遠足、修学旅行等）の場合

- ・教職員は、武力攻撃等が起こったとき、又は兆候があるときは、スマートフォン、携帯電話、ラジオ等で武力攻撃等の情報収集を行う。武力攻撃等が発生したした場合、児童生徒に対する安全確保の行動に関する指示や最寄りの安全な場所への避難等を行う。
- ・教職員は、児童生徒の不安に対する心理面へのサポート等を行う。人的な被害が発生した場合は、応急手当、医療機関への搬送、救急車の要請等の対応を行う。
- ・公共の交通機関や施設内では、係員の指示に従って行動する。
- ・教職員は、学校と連絡を取り、児童生徒の安否情報等を連絡する。
- ・現地で入手した警報内容、学校からの指示等を踏まえ、今後の対応を行う。

○休業日・夜間等の場合

- ・教職員は、警報内容等を踏まえ、自らの安全を確保し、状況に応じて学校へ参集し、児童生徒の安否確認、施設の被害状況の確認等、役割を分担して対応を行う。

○安全管理の充実

職員研修、避難訓練等

- ① 教職員の危機管理能力を向上するための校内研修等を実施する。
- ② 通常の災害等を想定した避難訓練等とあわせて、武力攻撃等の観点も含めた様々な状況を想定した訓練を計画的に実施する。

- ③ 校内訓練以外にも、首長部局等が行う訓練や地域住民が参加する訓練に加わるなど、関係機関や地域との連携を強化する。（万が一の場合に備え、学校内の対応だけでなく、地域全体で円滑な情報収集、安否確認、避難、救助活動等が行えるよう、地域住民、自治会等と連絡体制を構築するなど、信頼関係を築き、連携、協働を進めていく）

○参考【情報伝達、警報発令等の流れ】

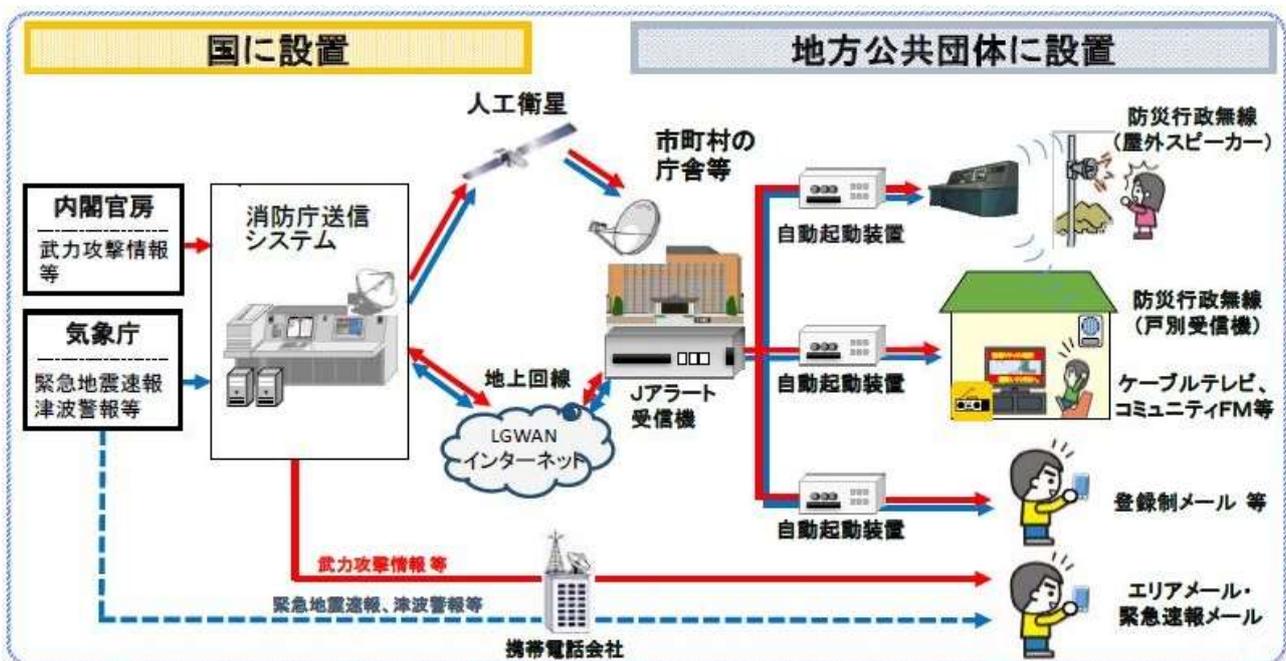
武力攻撃等から国民の生命、身体又は財産を保護するため、緊急の必要があるときは、国から警報発令、都道府県知事等への通知が行われ、さらに住民の避難が必要なときは都道府県知事に対し、住民の避難措置を講ずるよう指示が出される。都道府県知事は、警報の通知や避難の指示を市町村の住民広報を通じて住民に伝達する。

警報が市町村から住民に伝達される際は、武力攻撃が迫り又は現に武力攻撃が発生した地域に、原則としてサイレンを使用した防災行政無線により注意喚起が図られる。

また、テレビ、ラジオなどの放送や消防の広報車両などを通して、どのようなことが、どこで発生したのか、あるいは発生するおそれがあるのか、どのような行動が必要なのかなどについて、連絡が行われる。

【全国瞬時警報システム（Jアラート）】

弾道ミサイル情報、津波警報、緊急地震速報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を国（内閣官房・気象庁から消防庁を経由）から送信し、市町村防災行政無線等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステム



※全国瞬時警報システム（Jアラート）により、国からの情報が携帯電話やスマートフォンにも緊急速報メールとして配信される。

○関係法令等

- ・武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）
- ・鳥取県国民保護計画、各市町村の国民保護計画

1 授業中等の場合（対応例）

○弾道ミサイル発射

○警報発令（J-ALERT 等で受信、市町村行政無線等で緊急情報が伝達）

- ・警報内容の確認、テレビ、インターネット等で迅速に情報を収集

STEP 1 児童生徒の安全確保、避難等

管理職	○警報内容を踏まえ、教職員に児童生徒の安全確保等を指示
教職員	○警報内容、管理職の指示等を踏まえ、児童生徒に安全確保の行動を指示 ・屋内：「窓から離れる、頭部を保護し、低い姿勢で身を伏せる」 （時間的余裕がある場合） 「窓のない部屋に移動」（あらかじめ、移動する場所を検討しておく） 「ドアや窓を閉める。カーテンを閉める」 ・屋外：「校舎内等、近くの建物に避難」 （建物がない場合又は建物に避難する時間的余裕がない場合） 「物陰に身を隠す」、「頭部を保護し、地面に身を伏せる」
児童生徒	○教職員からの指示に従い、安全確保の行動をとる

（万が一、近くにミサイルが落下した場合の安全確保の行動）

- 屋内：できるだけ窓のない部屋に移動。窓がある場合、窓やカーテンを閉め、換気扇があれば換気扇を止める。可能であれば、目張りをして室内を密閉する
- 屋外：口と鼻をハンカチ等で覆い、現場から直ちに離れる
 外気からの密閉性の高い屋内または風上へ避難する

○弾道ミサイル通過等

- ・追加の警報内容の確認、テレビ、インターネット等で迅速に情報を収集

STEP 2 児童生徒の安否確認等

- ・状況に応じて、児童生徒の安否確認等を行う

（学校の対応例）

- ・児童生徒の安否確認、けがの有無等を確認
- ・けがをした児童生徒がいる場合、速やかに応急手当、医療機関への搬送、救急車の要請等を行う
- ・児童生徒の心理的ケア等、不安に対する対処を行う
- ・児童生徒の保護者、所管の教育委員会に連絡を行う

STEP 3 教育活動の継続等

- 追加の警報内容（避難措置継続又は解除等）や児童生徒の状況等を踏まえ、教育活動の継続等について検討する

（学校の対応例）

<p><授業の実施></p> <ul style="list-style-type: none">避難措置が解除されるなど、安全が確保され、児童生徒に動揺等がない場合、授業の実施を検討する	<p><授業の打ち切り></p> <ul style="list-style-type: none">ミサイルが県内（周辺府県を含む）上空を通過又は国内に落下するなど、影響が大きい場合、授業の打ち切りを検討する授業を打ち切る場合も、避難措置が解除されるまで、児童生徒を学校に待機させる避難措置解除後、安全が確保された段階で、児童生徒の保護者への引き渡し、（集団）下校を行う
--	--

STEP 4 下校、保護者への引き渡し等

授業終了後、下校	授業打ち切り後、児童生徒の保護者への引き渡し又は（集団）下校
----------	--------------------------------

2 登下校中の場合（対応例）

○弾道ミサイル発射

○警報発令（J-ALERT 等で受信、市町村行政無線等で緊急情報が伝達）

- ・警報内容の確認、テレビ、インターネット等で迅速に情報を収集

STEP 1 児童生徒の安全確保、避難等

管理職	○警報内容を踏まえ、在校している教職員に児童生徒の安全確保等を指示
教職員	○在校している児童生徒がいる場合、警報内容、管理職の指示等を踏まえ、児童生徒に安全確保の行動を指示 ※指示内容は「教育活動中」と同じ
児童生徒	○自らの判断で安全確保の行動をとる ※教職員は、児童生徒が自ら判断し、安全確保行動がとれるよう、あらかじめ指導しておく ※児童生徒がとる対応（例：自宅と学校のどちらか、近い方に向かう等）について、あらかじめ検討し、学校、児童生徒、保護者間で共通理解を図る

○弾道ミサイル通過等

- ・追加の警報内容の確認、テレビ、インターネット等で迅速に情報を収集

STEP 2 児童生徒の安否確認等

- ・状況に応じて、在校中以外の児童生徒を含めて安否確認等を行う

（学校の対応例）

- ・在校している児童生徒のけがの有無の確認、登下校中の児童生徒の所在、安否確認等を行う

STEP 3 教育活動の実施等

- ・追加の警報内容（避難措置継続又は解除等）等を踏まえ、教育活動の実施等について検討する

（学校の対応例）

- ・ミサイルが県内（周辺府県を含む）上空を通過又は国内に落下するなど、児童生徒への影響が大きい場合、臨時休業について検討する
- ・臨時休業としない場合も、始業前であれば、授業開始時間の変更を検討する
- ・下校時間帯の場合、下校の一時見合わせを検討する